

## 第106回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和3年5月10日（月）14時00分～15時40分
2. 場 所 神戸市役所1号館14階1141会議室（Web会議）
3. 出席者
  - （1）審議会委員（敬称略・五十音順）  
荒川雅行、小野裕美、上月陽子、柴田眞里、高野一彦、玉置久、中川丈久、灘本明代、西海恵都子、西村裕三、眞鍋智子
  - （2）実施機関の職員  
企画調整局政策調査課担当課長  
福祉局国保年金医療課長  
福祉局保護課長  
健康局保健所保健課担当係長  
こども家庭局家庭支援課担当課長  
環境局業務課長  
経済観光局担当部長  
都市局公共交通課長 ほか
  - （3）事務局の職員  
市長室担当部長、企画調整局デジタル戦略部担当課長 ほか
  - （4）傍聴者  
なし
4. 議 題
  - （1）審 議
    - ① 庁内データ連携基盤への行政データ保存・蓄積について
    - ② こども医療費助成制度の拡充に伴う制度案内事務及び受給者証作成事務に係る住民基本台帳情報等の利用について
    - ③ 神戸市コロナワクチン接種 視覚障害を有する方への接種券等の郵送事務について
    - ④ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業の実施に伴う児童扶養手当データ等の利用について
    - ⑤ 神戸市大型ごみ受付システムにおけるインターネット受付のキャッシュレス決済導入に伴うオンライン結合について
    - ⑥ 神戸市商店街・小売市場お買い物券の発行に伴う児童扶養手当受給者データの利用について
    - ⑦ ポートライナー三宮駅の混雑緩和対策に係るカメラの設置による個人情報の収集について
  - （2）その他
    - ① 特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について（報告）
    - ② 新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）
    - ③ 処理システムへの情報項目の追加について（報告）

## 5. 議事要旨

### (1) 審 議

#### ① 庁内データ連携基盤への行政データ保存・蓄積について

企画調整局政策調査課から、庁内データ連携基盤への行政データ保存・蓄積について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委 員 これは、ストレージに保存するまでの話なのでしょうか。
- 政策調査課 目的外利用、統計データ作成のための利用については、類型答申で認められています。今までは、統計データ作成のためにデータを利用しようとする際に、対象のデータが無いという課題があったため、これを解消するために、ストレージへの保存・蓄積を認めていただきたいというのが、今回の類型答申の趣旨となります。
- 委 員 データを利用するときは、また別途、確認するということによろしかつたでしょうか。
- 政策調査課 今回、行おうとしている保存・蓄積は、統計データ作成を利用目的とするものであり、統計データ作成のための個人情報の利用は、既に類型答申により認められているものとなります。
- 委 員 ストレージに保存する際の個人情報の抽象化について、P5の住所の一部を削除とは具体的にどのような処理になりますでしょうか。
- 政策調査課 番地など、住所の末尾の情報を削除することになります。一見しては、個人が特定できないよう、安全性を期す形をとります。他の情報と照合するとある程度分かると思いますが、一見しては分からないように、分析者が安全に使えるように配慮しております。
- 委 員 氏名を削除するというのは理解できるのですが、住所をどこまで削除するかを明記した方が良いのではと思います。番地を削除しないのはよくないと思うのですが、「何丁目」という情報まで削除してしまうと。
- 政策調査課 「何丁目」という情報は残しておかないと、地図に落とすことも難しくなるので、残しておくことを考えています。
- 委 員 住所について、どこまで削除するかを明記していた方が良いのではないかと

と思います。

- 政策調査課 はい。具体的に明記させていただきます。
- 委員 員 念のために、同じくマスキングのところなのですが、一部がかかっているのは、住所だけと考えると良かったでしょうか。氏名などは全て削除ということで。
- 政策調査課 そのとおりです。住所の一部と、他の情報は全てが削除になります。
- 委員 員 加工したデータを再識別して、個人が特定できる状態にすることはあるのでしょうか。
- 政策調査課 分析を目的とするため、再識別することはないです。
- 委員 員 かなり微妙だとは思いますが、再識別しないことを書いておいても良いのかなと思いました。元のところに持って行って、再識別ができた場合、個人情報の定義に該当することになるでしょうから、そこは明記した方が良いのではないかと思います。
- 政策調査課 はい。
- 委員 員 今、実施機関が言われたように、類型の文章の最後に、データの再識別化云々はしてはならないものとするというように明記されていますので、それでよろしいですか。
- 委員 員 はい。
- 委員 員 他にいかがでしょうか。それでは、この諮問について答申をまとめたいと思うのですが、「庁内データ連携基盤への行政データ保存・蓄積」についての類型化ですが、経済社会構造の急速な変化に適時対応してエビデンスに基づく効果的な政策形成を図るために、実施機関が保有する主要なデータを連続的にデータ連携基盤に蓄積するということです。それによりまして、神戸市政の合理的かつ質の高い政策形成につながるものと期待でき、さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であるということですので、当審議会の結論としましては、「妥当」であるとし、類型化を認めたいと思います。そして、この類型に該当する場合に限り、審議会への諮問は不要とすることにしたいと思います。

② こども医療費助成制度の拡充に伴う制度案内事務及び受給者証作成事務に係る住民基本台帳情報等の利用について

福祉局国保年金医療課から、こども医療費助成制度の拡充に伴う制度案内事務及び受給者証作成事務に係る住民基本台帳情報等の利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 （特に意見等なし）

○委員 こども医療費助成制度について、対象者を高校生まで拡大するということが、住民基本台帳情報及び生活保護受給者情報を利用するということが、それによって、対象者の抽出や制度拡充の効率的な周知、迅速な受給者証作成に寄与して、公益に資すると認められます。さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であるということですので、本審議会の意見としては、「妥当」であると思いたしたいと思います。

③ 神戸市コロナワクチン接種 視覚障害を有する方への接種券等の郵送事務について

健康局保健所保健課から、神戸市コロナワクチン接種 視覚障害を有する方への接種券等の郵送事務について、条例第7条（収集の制限）及び第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 資料 P7 の図を見て、先ほどの説明を聞くと①はファイルサーバーで、②は USB か何かなのですか。

○保健課 システムが接続されているわけではないので、最終的に委託業者にお渡しする場合は、USB に書き込んでお渡しするという流れになります。

○委員 ところが①は、USB ではなくて、ファイルサーバーでオンライン、要するに媒体を渡すのではなく、ネットワーク上でデータのやり取りをしているのですか。それはおかしくないですか。基本的には、サーバーがあったら、それは、ネットワークで渡すような図を書いた方が良くと思うのですが。

○保健課 ここでは特に、個人情報の漏洩等を防止するために、USB で渡す案もあったのですが、最終的には全庁ファイルサーバーで引き渡しを行う形になっています。

- 委員 ファイルサーバーで渡すのであれば、ファイルサーバーで渡すようなことを書かれた方が良いのかなと思いました。
- 保健課 承知しました。
- 委員 P7の②の電子記録媒体についても、ファイルサーバーにすべきだということですね。
- 委員 ②の方は、USBか何かで渡さないと外部に渡すのにだめなんですけど、図の「9条」と「7条3項」の間が電子記録媒体になっているんですけど、これが本来は、ファイルサーバーらしいので、ファイルサーバーに渡すような図の書き方に変えたほうが良いと思います。
- 委員 実施機関も、①のところは、ファイルサーバーでということなんですね。
- 保健課 身体障害者手帳の入っているシステムから直接全庁ファイルサーバーに行く訳ではなく、電子記録媒体、USBで書き出して、すぐ横のPC統合管理端末にデータを入れるという点では、USBを経由しています。
- 委員 ということは、福祉局と健康局は、ネットワークで繋がっていないということなんですか。
- 保健課 このシステムという意味では繋がっていないです。PC統合管理システム上でデータをやり取りする。そこで全庁ファイルサーバーを介しているのですけれど。
- 委員 どちらかが、繋がっていないのですよね。
- 保健課 そうです。福祉局の障害者更生相談所から、一旦ファイルサーバーに入れるためにUSBを使っています。
- 委員 はい。分かりました。本来であれば、①と健康局の間にファイルサーバーがあるのですよね。
- 保健課 そうです。なるべくUSBを持ってエレベーターに乗るなどのことをしなくなかったのが、パソコンからパソコンへの異動のためにUSBを使っているという位置付けです。
- 障害者更生相談所 障害者の手帳の管理というのが、統合システムと別のシステムを持っておりまして、それが外部に出ないようにということで、独立したシステムにな

っております。そこから、全庁ファイルサーバー、全庁で使っているパソコンの方に移すという作業をしたうえで、健康局にデータを移すという形になります。

○委員 良く分かりました。福祉局から、電子媒体を通してファイルサーバーに入れて、間がパソコンなのかもしれないですけど、ファイルサーバーに入れて、そのファイルサーバーから健康局はダウンロードするということですね。

○保健課 はい。そうです。

○委員 そのように書かれた方が、良いと思います。

○保健課 承知しました。

○委員 では、そのことがわかるような書き方に訂正してください。

○保健課 承知しました。

○委員 他にいかがでしょうか。他にご意見がないようですので、まとめたいと思うのですが、新型コロナワクチン接種事業を行うにあたって、視覚障害者の方へ接種券を郵送する封筒に点字シールを貼るということです。そのために、視覚障害の方の身体障害者手帳情報を利用するということなのですが、それにより、視覚障害者の方にワクチン接種を効率的に伝えることが可能となり、公益に資すると認められるということです。さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であるということです。本審議会の結論としては、「妥当」といたしたいと思います。

④ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業の実施に伴う児童扶養手当データ等の利用について

こども家庭局家庭支援課から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業の実施に伴う児童扶養手当データ等の利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 （特に意見等なし）

○委員 特に問題がありそうなところは、ありませんでしょうか。それでは、結論をまとめたいと思います。児童扶養手当の受給資格者等に対して、児童1人

あたり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するということです。そのために、住民基本台帳情報や児童扶養手当受給世帯情報を利用し、対象者の抽出、案内文送付、給付金支給等の管理を行うことによって、正確かつ迅速な給付金の支給が可能になり、公益に資すると認められます。個人情報保護の措置も徹底される予定であるとのことですので、本審議会の意見としましては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤ 神戸市大型ごみ受付システムにおけるインターネット受付のキャッシュレス決済導入に伴うオンライン結合について

環境局業務課から、神戸市大型ごみ受付システムにおけるインターネット受付のキャッシュレス決済導入に伴うオンライン結合について、条例第12条（電子計算の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 大型ごみ受付システムからキャッシュレス決済会社へ渡しているのは、オーダーIDと手数料合計額で、実際の決済自体は、納付予定者から実際にキャッシュレス決済会社にデータを入れていただくという理解なのですが、オーダーIDと納付予定者を突合するのは、どうするのでしょうか。
- 業務課 大型ごみ受付システムに入ってくださいます時に、利用者の方の住所、お名前、電話番号を入力していただくのが受付システムの画面でございます。その方が、キャッシュレス決済の画面に遷移されるときに、その方の個人情報に、通し番号のIDを付すわけです。このIDをキャッシュレス決済の方にお渡しするというだけになりますので、ID番号だけがキャッシュレス決済会社の方に行って、今度は、キャッシュレス決済会社の画面に、直に今度利用者の方が入力されるということになりますので、私どもの方に入りました個人情報がID番号として紐付けだけをするということになります。
- 委員 それは理解しているのですが、オーダーIDと人とを突合するのは、どこでやっているのでしょうか。ユーザーがオーダーIDを入れるのですよね。
- 業務課 オーダーIDは、自動的に付番されます。
- 委員 大型ごみ受付システムから、キャッシュレス会社に行くのは、オーダーIDと手数料ですよね。
- 業務課 はい。

- 委員 員 それで、名前などは行かないわけですよね。
- 業務 課 はい。
- 委員 員 そうするとユーザーは、キャッシュレス会社に自分の ID で入って、お金を払うじゃないですか。そうすると、キャッシュレス会社に来るのは、オーダーID と手数料だけなので、オーダーID とユーザーの名前はどこで照らし合わせているのですか。
- 業務 課 大型ごみ受付システムの中で、決済会社から戻ってきたデータとオーダーID が戻って来ますので、大型ごみ受付システムの中で、人との情報がリンクされます。
- 委員 員 それは理解できたのですが、キャッシュレス会社は、どこでオーダーID とユーザーをリンクさせるのですか。
- 業務 課 キャッシュレス会社は、オーダーID と合計額が渡されるのですが、その続きで、個人が決済情報を入力します。その中で、ID と情報というのがリンクするという事です。そして、決済会社から返って来るときには、決済会社で入力いただいた個人情報というのは、我々に返す必要が無くて、オーダーID のみで決済が終わりました、こういう決済でしたということが返って来る形になります。
- 委員 員 キャッシュレス会社から大型ごみ受付システムへの返しというのは一通り理解しました。オーダーID と金額と決済情報だけ。では、個人情報は、オーダーID とユーザーはどうやってキャッシュレス会社は認識するのですか。
- 業務 課 オーダーID が付番されて、データが渡されると同時に、画面が遷移しますので、その画面で。
- 委員 員 そのときに、データは流れていないのですか。例えば、オーダーID で一連が繋がっているという理解でしたら、受付予定者からオーダーID が流れるのであれば、理解できるのですが、この、P6 の④のところに。例えば、神戸太郎さんが、オーダーID001 番でキャッシュレス決済をしようと思ったときに、大型ごみ受付システムからは、001 という番号と 100 円という情報が流れますよね。それで、神戸太郎さんは、神戸太郎という名前で例えば PayPay で、100 円と入れたとするじゃないですか。そうすると、PayPay の会社は、神戸太郎と 001 をどこで結びつけるのですか。
- 業務 課 それは、キャッシュレス会社の専用ページで結びつくようになりますので、

キャッシュレス決済会社のサイトで。

- 委員 キャッシュレス会社は、001 という番号と 100 円というデータしか、神戸市から貰っていないですよね。
- 業務課 はい。そうです。
- 委員 神戸太郎は、001 という番号を入れなければ、この 100 円が、001 番だというのは、どこで認証するのですか。どこかで、神戸太郎と 001 というリンクが貼られないと、キャッシュレス会社は理解できないと思うので、どこかでそれが流れていると思うのですけれども。
- 業務課 支払いのシステムが、リンク型になっていまして、相手側の画面に遷移するときに、情報というのも一緒に渡すことができるという。
- 委員 ということは、その情報は、神戸太郎という名前の情報は、どこからどこに流れていますか。
- 業務課 神戸太郎という情報は、遷移した画面に直接、個人が入力する。システム上のやり取りは、あくまでもオーダーID ですので、オーダーID に対して、同時に画面が遷移をしますので、その画面の中で個人情報を個人が入力していただきます。
- 委員 分かりました。ユーザーから自分の名前を入れるときに、オーダーID が一緒に紐づいているという理解で良かったでしょうか。
- 業務課 はい。遷移した画面とオーダーID が紐づいているということです。
- 委員 ④のところには、オーダーID が流れているという理解で良いですか。
- 業務課 ④は、オーダーID は流れていません。④は、あくまでも個人が入力をする、画面遷移をした後ですので、既に④が入力をする段階では、キャッシュレスのページではもう、オーダーID は持っているという状態です。それに合わせて、それに合った画面に、入力を個人がされます。
- 委員 その画面は、どこのデータなのですか。
- 業務課 画面は、キャッシュレス決済会社の画面になります。遷移しますので。
- 委員 理解しました。そうすると、オーダーID があって、001 という ID が決済会

社に行ったとして、キャッシュレス会社は、001番が神戸太郎さんという認識はどこでされるのですか。

○業 務 課 神戸太郎さんは、その遷移したところに直接入力されなければ、オーダーIDと紐づくことができません。

○委 員 分かりました。

○委 員 他にいかがでしょうか。では、結論をまとめたいと思います。大型ごみの収集をインターネットで申込まれる方に対して、手数料の支払方法にクレジットカード等による支払いを可能にするため、大型ごみ受付システムと決済会社との間でオンライン結合を行うということです。それによりまして、利用者の利便性の向上が期待でき、市民サービスの向上に資すると認められます。さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であるということです。ですので、本審議会の結論としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑥ 神戸市商店街・小売市場お買い物券の発行に伴う児童扶養手当受給者データの利用について

経済観光局商業流通課から、神戸市商店街・小売市場お買い物券の発行に伴う児童扶養手当受給者データの利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委 員 （特に意見等なし）

○委 員 質問はありませんか。それでは、結論をまとめたいと思います。市内の商店街や小売市場で利用できるプレミアム付お買い物券を発行するにあたり、ひとり親家庭に対して優先的に販売するというものです。そのために、児童扶養手当受給者情報を利用するというので、コロナ禍において厳しい状況におかれたひとり親家庭への支援策として寄与し、公益に資すると認められます。さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であるとのことですので、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑦ ポートライナー三宮駅の混雑緩和対策に係るカメラの設置による個人情報の収集について

都市局公共交通課から、ポートライナー三宮駅の混雑緩和対策に係るカメラの設置による個人情報の収集について、条例第7条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 資料 P4 に、カメラの設置にあたっては、「カメラ作動中」等を掲示すると書かれていて、カメラが作動しているということが、通行する方に分かるようにするという、そのような趣旨でこのように書かれているのかと思うのですが、具体的にはどういうふうにするのでしょうか。職員の方が、カメラの下にカメラ作動中という札を置くとか、何らかの方法でやるのかと思うのですが。
- 公共交通課 それは、カメラにぶら下げるようなイメージをしております。
- 委員 ということは、カメラが作動していない時間は、カメラ作動中という札を取られるということですね。
- 公共交通課 カメラは常に、始発から終電の間ずっと作動していますので、ずっと作動中になります。
- 委員 止めることはないということですね。
- 公共交通課 はい。止めることはないです。
- 委員 分かりました。それからもう一つ、受託事業者に提供するデータというのは、個人が識別できる状態で提供してそれを加工するという、情報処理の委託をしているということですね。
- 公共交通課 はい。そうです。
- 委員 他にご質問はございますでしょうか。
- 委員 資料 P4 の一番最後のところで、撮影した画像は、速やかに消去し云々のところなんですけど、その前のご説明で、1分以内に削除というくだりが、P5のご説明で出てきたと思うんですけど、この速やかにというのが、1分ということで理解してよろしいでしょうかということと、この消去というのは、システム上、自動的に消去できるような形になっているという理解でよろしいでしょうか。
- 公共交通課 はい。速やかというのは、その1分以内です。いわゆる解析の時間ということで、その間だけ、データとしてはある訳ですが、それが終われば、速やかに削除しまして、それから、復元できない状態なので、システム上、消えてしまうということになります。

- 委員 自動的に消えていく仕組みになっているということですね。
- 公共交通課 そうです。
- 委員 分かりました。
- 委員 受託事業者に提供した、画像データというのは、三宮駅では消去されると思うのですが、提供したデータというのは、処理が終わったら、終わるまでは持っていて、事業者の中で処理が終わった段階で削除すると考えてよろしかったでしょうか。
- 公共交通課 いいえ、この BOX-PC の中で、全てこのシステム構成図のところ。まず、カメラで撮影したものが、BOX-PC に行くと。ここで個人データが取得される訳ですけども、これが、全て削除されるので、頭数だけ数えて、それが、どんどん消えていくというような流れになっています。
- 委員 それでは、三宮駅のそのカメラに映ったものというのは、データはその後残らないで、受託事業者に行って、そこで削除されるということですね。
- 公共交通課 そうです。
- 委員 他にいかがでしょうか。では、結論をまとめたいと思います。ポートライナー三宮駅の改札内にカメラを設置し、撮影データを解析し、数値化した混雑情報をウェブ上に配信するという事です。それによりまして、利用者が駅の混雑状況をリアルタイムで確認することが可能となり、ラッシュ時の混雑緩和が期待でき、市民サービスの向上に資すると認められます。さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の結論としては、「妥当」といたしたいと思います。
- 委員 以上で、諮問案件は審議が終わりました。本日、10 件の答申文ですが、いずれも、審議会としては、妥当であるということですので、文言等の調整については、私に一任いただけますでしょうか。
- 委員 ありがとうございます。それでは、そのように処理させていただきます。
- 委員 それでは、次に報告事項に移ります。

## (2) その他

### ① 特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について（報告）

部会長から、特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について、報告がなされた。

○委員 この度、マイナンバーを含む特定個人情報を取扱う事務について、全項目評価書の変更に伴うもの 1 件について、去る 4 月 26 日に点検部会を開催し、審議いたしました。具体的には、いわゆるマイナンバーカードを普及させるための事務に関連して、事業の一部を民間業者に委託することに伴う変更ということでした。これにつきまして、審議の結果、点検部会としましては、本件について「妥当」と判断いたしました。なお、答申書はお手元にお配りしておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。以上で、点検部会の報告を終わります。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 （質問等なし）

② 新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）

事務局から、神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号に基づき新たに個人情報を電子計算機処理することについて、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 （質問等なし）

③ 処理システムへの情報項目の追加について（報告）

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、個人情報保護条例第 11 条第 1 項関連の「個人情報を電子計算機処理することについて」類型に基づき、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 （質問等なし）

○委員 それでは、これもちまして、第 106 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。